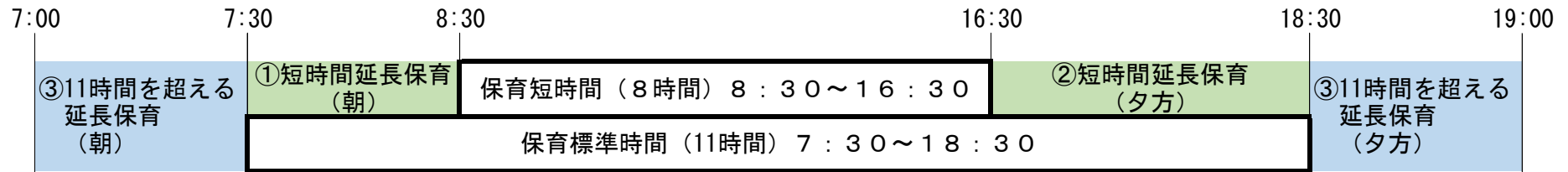


延長保育事業



新制度においては、保育短時間認定者の延長保育が新たに実施されます。

■短時間延長保育

- ①朝7:30~8:30 (1時間)
- ②夕方16:30~18:30 (2時間)

保育標準時間を超える延長保育については、4園が実施しています。延長保育の時間設定が朝30分、夕方30分となりました。

<実施園>

- 土居保育園 (公立)
- 妻鳥保育園 (私立)
- 東保育園 (私立)
- みしま乳児保育園 (私立)

■11時間を超える延長保育

- ③朝7:00~7:30 (30分)
- ④夕方18:30~19:00 (30分)

延長保育を利用される場合は、以下の料金が必要となります。(公立保育園)

区分		負担金
③朝7:00~7:30 (30分) ※1	1回当たり	200円
①朝7:30~8:30 (1時間)	1回当たり	200円
②夕方16:30~18:30 (2時間)	1時間当たり※2	200円
④夕方18:30~19:00 (30分) ※1	1回当たり	300円

※1 市民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は無料となります。

※2 1時間に満たない利用は1時間とします

- ・11時間を超える延長保育は1ヵ月③④の区分を合わせた月額利用も可能。(月額料金：2,500円)
- ・毎回の料金は利用の度に、保育園に支払ってください。
- ・月額料金はその月の10日までに保育園に支払ってください。
- ・私立施設の料金等については、施設に直接お問い合わせください。